



令和8年2月9日

富洲原中だより

四日市市議会議員のみなさんとの話し合い

四日市市議会には、市の「子どもの権利条例」をつくるための「子どもの権利条例等調査特別委員会」があります。条例とは、都道府県や市町村などの地方自治体が、その地域のために定めるルールのことです。

2月4日（水）放課後、この特別委員会に所属する8名の市議会議員のみなさんが本校を訪れ、中学生の意見を聴きとりました。参加してくれた1年生6名は、市議会議員のみなさんに、学校で困っていることや、学校をよくするための考え方などを直接伝えていました。市の条例や、教育委員会の施策に反映されるとよいと思います。



子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

富洲原中だよりでは、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について考えてきました。条約とは国際的に国同士で定めるルールのことです。子どもの権利条約は、国連総会で採択された国際的なルールです。

富洲原中だより26号では、ユニセフ版の子ども向けに書かれた条文から、

第12条 意見を表す権利

第13条 表現の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第15条 結社・集会の自由

について紹介しました。

今回は「子どもの権利条約」の全54条の条文から、子どもの権利を集めてみます。

→ 裏面は「こんなにたくさん！子どもの権利」

©2026 四日市市立富洲原中学校. All rights reserved.

こんなにたくさん！子どもの権利 (子どもの権利条約より)

- 1 生きる権利、育つ権利（第6条）
- 2 生まれたらすぐに登録される権利、名前と国籍を持つ権利（第7条）
- 3 国籍・氏名・家族関係などを奪われない権利（第8条）
- 4 親と引き離されない権利（第9条）
- 5 自分に関係あることについて自由に意見を述べ、意見を考慮される権利（第12条）
- 6 自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利（第13条）
- 7 思想・良心・宗教の自由についての権利（第14条）
- 8 ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利（第15条）
- 9 プライバシーが守られ、他人から誇りを傷つけられない権利（第16条）
- 10 多様な情報を利用し、有害な情報から守られる権利（第17条）
- 11 健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利（第24条）
- 12 施設にいる場合の扱いについて、定期的に調べてもらう権利（第25条）
- 13 生活していくお金がないとき、国からお金の支給などを受ける権利（第26条）
- 14 食べるものや着るもの、住むところなどの保障を受ける権利（第27条）
- 15 教育を受ける権利（第28条）
- 16 民族の文化や宗教、ことばをもつ権利（第30条）
- 17 休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利（第31条）
- 18 むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利（第32条）
- 19 麻薬・薬物などから守られる権利（第33条）
- 20 児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守られる権利（第34条）
- 21 誘拐や取引から守られる権利（第35条）
- 22 子どもの幸せをうばって利益を得ることから守られる権利（第36条）
- 23 逮捕されても尊厳が守られ、年齢に合った扱いを受ける権利（第37条）
- 24 戦争から守られる権利（第38条）
- 25 虐待や搾取を受けた後の回復と社会復帰への権利（第39条）
- 26 罪を犯した子どもが、他の人の人権の大切さを学び、社会に戻ったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利（第40条）

この富洲原中だよりは、人権について考えるものです。

ご意見がありましたら、校長までお寄せください。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

